

平成 25 年 3 月末における自己資本の状況について

標記の件について、農林中央金庫法第 81 条第 6 項、同法施行規則第 116 条第 2 項および平成 19 年金融庁・農林水産省告示第 6 号第 5 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

○ 連結自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円，単位未満は切捨て）

バーゼルⅢ基準	平成 25 年 3 月末	バーゼルⅡ基準	平成 24 年 3 月末
普通出資等 Tier1 比率 (%)	16.01	—	—
Tier1 比率 (%)	16.13	基本的項目比率 (%)	18.25
総自己資本比率 (%)	23.56	自己資本比率 (%)	24.67
普通出資等 Tier1 資本の額	44,841	—	—
Tier1 資本の額	45,173	基本的項目の額	44,227
総自己資本の額	65,981	自己資本の額	59,793
総所要自己資本額	22,400	総所要自己資本額	19,384
リスク・アセット等	280,009	リスク・アセット等	242,307

○ 単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円，単位未満は切捨て）

バーゼルⅢ基準	平成 25 年 3 月末	バーゼルⅡ基準	平成 24 年 3 月末
普通出資等 Tier1 比率 (%)	15.98	—	—
Tier1 比率 (%)	16.10	基本的項目比率 (%)	18.22
総自己資本比率 (%)	23.77	自己資本比率 (%)	24.83
普通出資等 Tier1 資本の額	44,546	—	—
Tier1 資本の額	44,873	基本的項目の額	44,054
総自己資本の額	66,233	自己資本の額	60,024
総所要自己資本額	22,290	総所要自己資本額	19,332
リスク・アセット等	278,630	リスク・アセット等	241,658

「単体自己資本比率（国際統一基準）」および「連結自己資本比率（国際統一基準）」は、平成 19 年 3 月期より「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 4 号）」に基づき算出しております。

本件にかかる照会先
農林中央金庫広報企画室(野田, 内田)
TEL:03-5222-2017